

慶応二年六月朔日より慶応二年六月四日まで

P8310597 right

六月

朔日 子 晴雲夕雷入本雨

柳亭来る御買上げ具足、明日見分受度旨聞る、松盛斎稽古に来る、中侍□受有之束脩を行ひ酒肴を設く、出 殿、

二日 丑 晴雲

腫物痛を生ず、頼合(※)「たのみあい」文通出す、保三来り本日□番代□金の趣に付、兼に頼の金方證書

□渡し遣す、野州石川(又)来り、不虞の□害に罹りし旨、縷々申述ぶ、病により不面、広沢(悦)来る保三番代書済の旨、□辞申聞る、須崎より衣服葛籠を預け□子□臺とも借受に来る、藤山稽古に来る、

P8310597left

三日 寅 雨

金港和春より本日イタリヤ船品海入津云々の書通宿次便にて届く(時に朝第八時也) ■斉朝比奈

甲州へ廻達し三郎に ■斉出□の義、達し遣す、此の如く猶(痾) 病を養う、柳亭稽古に来る、

朝比奈甲州

来り、御府内(泉岳寺) ミニストル館、松平又七郎屋敷御用地(仏館地所) ホルトメン止宿心光

院、谷田瀬村の義等坂地より

云々の義口論有之旨の縷々相談有之、右柳斎へ抱屋敷造築代拾円托し遣す、金川より急便を以て

※「頼合(※)「たのみあい八月一日(八朔)で行われる贈答の習慣)」

( )内は細字双行(二行に小さい文字で二行書き)などの場合です。

□印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。

【判読不可】、■は、文章の一部に汚れ、虫食いにより文字が無い等です。即斉朝比奈甲州え廻す